⑬　電子入札について
①　電子入札方式による手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則的に行わないものとするが、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。
②　電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
③　電子入札方式に係る運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例」（北陸農政局ホームページ：https://www.maff.go.jp/hokuriku/bid/index.html）によるものとする。
⑭　第１回の入札に際し、入札書に記載される入札金額の内訳金額を入力した工事費内訳書を提出すること。
⑮　低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について　開札の結果、低入札価格調査の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年４月25日付け18農振第177号農村振興局整備部長通知）に基づき、次のとおり実施する。
①　監督体制の強化等
ア　施工体制の点検　施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費等、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認の追加資料との整合を確認する場合がある。
さらに、「施工段階確認実施要領」（令和３年３月30日付け２農振第3742号農村振興局整備部設計課長通知）に基づき、施工段階確認について、重点的に確認すべき時期及び内容等を受発注者間で確認し、施工計画書に明記しなければならない。
なお、事前通告をしないで点検することがある。
イ　下請契約状況の調査　低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。
なお、事前通告をしないで点検することがある。
⑯　低入札価格調査対象工事に係る対策について
①　次に示す段階において、監督職員が文書により受注者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じ以下の対策を講ずることとする。
ア　施工確認段階
イ　施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む）
ウ　下請け契約状況調査における下請支払の実態把握段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む）
②　上記５の⑯の①に示す文書指示を受けた場合、以降の１年間において北陸農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式による加算点を50％減ずる。
③　上記５の⑯の①に示す文書指示の回数が２回に達した場合、対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間（対象工事が２か年以上にまたがる工事については、文書指示が２回累積した日から１年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で、同様の措置を改めて講ずる。）、北陸農政局管内の別の新規工事における入札参加制限を講ずることがある。
④　本工事の工事成績評定表の評定点合計が65点未満の場合、評定通知日から１年間、上記５の⑯の②と同様の措置を講ずる。
⑰　発注者綱紀保持対策について　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。
（不当な働きかけ）
①　自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
②　指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
③　自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
④　公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
⑤　公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
⑥　公表前における発注予定に関する情報聴取
⑦　公表前における入札参加者に関する情報聴取
⑧　その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取
⑱　詳細は入札説明書による。

6　Summary
(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : ISHIKAWA Yoshinari, Director General of Hokuriku Regional Agricultural Administration Office
(2)　Classification of the services to be procured : 41
(3)　Subject matter of the contract : Restoration works of the Dainichigawa Dam intake works, The Tedorigawa agricultural irrigation project
(4)　Time limit for the submission of application forms : 12 : 00 P.M., 8 March, 2022
(5)　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M., 8 April, 2022, in case of submission by document : 5 : 00 P.M., 8 April, 2022
(6)　Contact point for tender documentation : UKEGAWA Miki, Technical Review Section, Design Division, Rural Development Department, Hokuriku Regional Agricultural Administration Office, 2―2―60 Hirosaka Kanazawa city Ishikawa prefecture 920―8566 Japan. TEL 076―263―2161 ex. 3523

別表１　入札手続に係る期間等
①　入札説明書の交付期間　令和４年２月14日から令和４年３月８日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。
②　申請書の提出期間　令和４年２月15日から令和４年３月８日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。
③　入札書及び確認資料の提出期間　令和４年４月５日から令和４年４月８日午後５時まで。
④　開札日時　令和４年６月７日　午前10時。
⑤　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　令和４年５月18日から令和４年６月６日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。
※「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第１項に規定する行政機関の休日をいう。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和４年２月14日
支出負担行為担当官
四国地方整備局次長　吉永　宙司
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37
○第16号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　備讃瀬戸北航路（水島航路交差部）浚渫工事
⑶　工事場所　香川県坂出市沖合（浚渫工）
香川県丸亀市手島沖合（覆砂工）
香川県仲多度郡多度津町高見島沖合（覆砂工）
⑷　工事内容　浚渫工１式、土捨工１式、覆砂工１式、雑工１式、安全管理１式
⑸　工期　契約締結日から令和４年10月31日まで
⑹　使用する主要な資機材　なし（浚渫工事）
⑺　本工事は、入札時に、下記３⑴①に示す特定評価項目１、２に係る技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型・２テーマ））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。